

通訳案内士登録手続きに関するQ&A(よくある質問)

No	質問	回答
1	申請・受領は本人の来庁が必要か？	申請・受領ともに本人の来庁が必須です。 ※申請から受領まで約7～10日かかります。受領のみ郵送可能です(申請時に404円分の切手が必要)。
2	合格後、いつまでに登録申請をすればよいか？	期限はありません。合格証がお手元に届いた後、いつでも申請可能です。 ※毎年、合格発表後の2月中旬～3月にかけて大変込み合っています。
3	予約は必要か？	都内在住者の方は予約は必要ありません。平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)の間に必要書類を持って、直接窓口へお越しください。代理人が必要な方(国外居住者)については、予約が必要となりますので、事前に電話にて予約をお願いします。
4	健康診断書の署名・捺印は精神科の医師でなくても良いか？	医師法(昭和23年法律第201号)による免許を受けた者であれば、何科の医師でも可。 ※歯科医は医師法の免許ではないので、不可。
5	合格証の氏名と申請時の氏名が異なる。	申請に必要な書類に加えて、戸籍抄本(もしくは戸籍謄本)の原本をお持ちください。なお、発効日から3か月以内のものが有効です。
6	国外に居住しているが、東京都に登録できるか？	代理人となる方(法人もしくは個人)が、東京都内在住であれば登録可能です。※代理人が必要な方の登録については、ホームページ内「非居住者の方はこちら」を御参照下さい。
7	住所が変わった場合どうすればよいか？	住所が変わった場合、速やかに届出をしていただく必要があります。新しい住所が都内の場合、ホームページ内必要書類一覧「変更届出」に該当する書類を揃え、来庁にて御提出下さい。それ以外の方は、各道府県の登録行政庁へ御確認下さい。
8	登録証を紛失したはどうすればよいか？	再交付申請となりますので、ホームページ内必要書類一覧「再交付」に該当する書類を揃え、来庁にて御提出下さい。 なお、前回の登録時から住所・氏名等に変更があれば、「再交付」ではなく、「変更届出」申請となります。
9	旧免許証を持っているが、今も有効か？	昭和58年12月9日以前に交付された免許証は「新規申請」をしていただく必要があります。昭和58年12月10日以後に交付された免許証には有効期限はありませんので、そのまま御使用可能です。
10	通訳案内業免許証を通訳案内士登録証に変更したい。	新しい登録証への変更を御希望の方は、ホームページ内必要書類一覧表「再交付」申請書類を揃え、来庁にて御提出下さい。 なお、前回の登録時から住所・氏名等に変更があれば、「再交付」申請書類ではなく、「変更届出」申請書類となります。

11	通訳案内士登録証を全国通訳案内士登録証に変更したい。	新しい登録証への変更を御希望の方は、ホームページ内必要書類一覧表「再交付」申請書類を揃え、来庁にて御提出下さい。 なお、前回の登録時から住所・氏名等に変更があれば、「再交付」申請書類ではなく、「変更届出」申請書類となります。 ※通訳案内士登録証は書き換えなくてもそのままでも有効です。
12	複数言語の新規登録申請をしたい。	申請書・合格证・写真・手数料は申請言語分必要となります。健康診断書・履歴書・住民票・Web公開に関する意向調査は1部ずつ御用意ください。 また、登録証交付を郵送希望の場合は、404円分の切手を貼った返送用封筒を1枚ご持参ください。
13	通訳案内士登録情報検索サービスを利用したい。	このサービスを利用して登録情報のWEB公開を希望する場合は、「Web公開に関する意向調査」を窓口又は郵送にて御提出下さい。郵送の場合は登録証の両面をコピーして同封してください。
14	定期研修について知りたい。	平成30年1月4日施行の改正通訳案内士法により、全国通訳案内士は5年ごとに登録研修機関が行う定期研修を受講する義務が設けられています。詳しくは、観光庁にお問い合わせください。